

消防の動き



特報

●火災予防条例(例)の一部改正について

2025

11

No.655



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



令和7年11月号 No.655

巻頭言 仏作って魂入れず

(消防大学校校長 石山 英顕)

Report

救急安心センター事業（#7119）の導入事例紹介……………	6
令和7年の熱中症による救急搬送状況……………	9

Topics

消防庁長官が福島県双葉消防本部の職員を激励……………	13
第44回全国消防殉職者慰霊祭……………	14
令和7年防災功労者内閣総理大臣表彰式……………	16
ベトナムとの消防分野における協力覚書に基づく最近の取組……………	18

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせ……………	19
--------------------	----

消防通信～望楼

新潟市消防局（新潟県）／松本広域消防局（長野県） 豊橋市消防本部（愛知県）／大阪南消防局（大阪府）……………	21
---	----

消防大学校だより

警防科における教育訓練～指揮訓練について～……………	22
消防研修第115号（特集：阪神・淡路大震災から30年）の発行……………	23

報道発表

最近の報道発表（令和7年9月21日～令和7年10月20日）……………	24
------------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和7年9月21日～令和7年10月20日）……………	25
広報テーマ（11月・12月）……………	25

お知らせ

令和7年11月9日（日）から15日（土）まで 秋季全国火災予防運動を実施します！……………	26
津波による被害の防止……………	27
女性防火クラブの活動の紹介と参加の呼び掛け……………	28
11月9日は「119番の日」正しい119番緊急通報要領 ～いざという時に慌てないために～……………	29
令和7年度全国少年消防クラブ交流大会の開催……………	30

■ 表紙
本号掲載記事より

仏作って魂入れず



消防大学校長 石山 英顕

7月に消防大学校長を拝命した石山です。これまでの公務員人生において消防庁内で実に7か所目となる大学校は、霞が関と異なり消防の現場活動に日常的・圧倒的に近く、消防の流儀やしきたりで動いている組織であることもあり、知らなかったことへの遭遇が多々ありますので、これまでの知識と経験に頼り過ぎることなく、消防人の目標として色褪せることのない学校づくりのため、職員と力を合わせてまいります。

さて、着任以来よく耳にするのは、消防もご他聞に漏れず中途退職者が増大し、欠員が生じて苦勞しているということ。決して諦めではないでしょうが、以前と異なり社会の労働流動性が高まっている、民間とは異なり勤務条件を独自に改善もできない、などお手上げ感滲むコメントも消防幹部からよく聞かれます。しかし、若干想像の域を出ませんが、消防志願者は他の職業以上にその社会的使命に強く惹かれてきた方が多いはずですし、大変高給だと誤解して入ったような人だってあまりいないのではないかと思います。勤務を続けているうちに、職場環境や人間関係が適度に良好というだけでなく、自分の「成長実感」や職場の「成長期待」が持てないと離職を招くと最近言われます。そこに失望したら、やる気のある人・できる人ほど早くやめてしまうのは自明の理ではないでしょうか。

そのため、消防という職場が未来に向かって地域住民のためにDXなども活用しながら進化していく努力が大切であります。もう一方の消防の職場環境・人間関係の面では、時折報道され、失望を禁じ得ないハラスメント事案から、職場にそうした体質が根深く残っていると思わざるを得ません。

消防庁では平成29年7月のハラスメント関係のWGの検討結果通知以来、毎年全国の消防本部のご協力を得て実態調査を行っており、「消防長の意思の明確化」「内部規程」「通報制度」「相談窓口」実施済み本部は直近ではほぼ100%となっております。にもかかわらず消防長が関与した案件も時折出てきますし、「相談窓口」や「通報制度」の機能が疑われる事案も少なくありませんので、調査結果を額面通りには受け止められない状況です。この駄文のタイトルにした諺はまさにそうしたことを認識してほしいためであり、「やったつもり」になっただけでは仕組みは機能しないということ。仕組みを作った意義を忘れることなく、一事案でも組織全体へのダメージに繋がりがかねないことを頭の片隅に、愚直に取り組みねばなりません。サラリーマン社会では問題発生源が幹部だったりすると忖度が働きがちですが、今のご時世そうした事なかれ対応は組織のダメージ拡大につながるのが普通ですので、絶対に避けねばいけません。

本件については全職員参加の「モグラ叩き」＝仕事上で他人の言動に不快感を感じたら、直ちに口に出して指摘、が有用と最近思うようになりました。「ハラスメント!」というとギスギスしますが、言動の受け止めは人によって異なるので、おや?思った時に直接「その言い方は傷つきます」、横から「そんな言い方しなくても大丈夫じゃない」などと口に出すのです。部下がいる職員は、そういう指摘を受けぬよう、自分の少し多い給料はそういう「気遣い」料だと思ひましょう。以上大学校長として自戒を込めまして。

火災予防条例（例）の一部改正について

予防課

1 はじめに

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、報告書を取りまとめた。本報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（令和7年8月29日付け消防予第383号・消防特第159号。以下「改正通知」という。）を発出し、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例（例）」という。）について所要の改正を行った。また、これに関連して、改正通知と同日に「令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和7年8月29日付け消防庁次長通知）及び「「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について」（令和7年8月29日付け消防災第130号等消防庁防災課長等関係課室長連名通知）を発出した。本稿では、今回の条例（例）改正の概要及び運用について解説する。

注）改正条例（例）：「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（令和7年8月29日付け消防予第383号・消防特第159号）別紙に示す〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例

2 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について（改正条例（例）第29条関係）

林野火災の発生原因の大半はたき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、火の使用制限等の徹底を行うことが必要である。そのため、条例（例）上の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、以下のとおり規定の整理を行った。

（1）火災に関する警報の定義の整理

火災予防条例（例）上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にした。

（2）屋内での裸火の使用に係る制限規定の削除

火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行った。ただし、地域の実情に応じて、当該規定を引き続き設けることとしても差し支えないこととした。

3 林野火災注意報について

（改正条例（例）第29条の8関係）

火災警報は強い制限・罰則を伴うため、消防本部からは発令を躊躇するとの意見がみられる。そのため、消防本部が強い制限・罰則を伴わずに林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設した。概要は以下のとおりである。

（1）林野火災注意報の創設

市（町・村）長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるとした。

検討会報告書を踏まえ、以下の発令指標に該当する場合には発令することが考えられるが、地域の気象特性等に応じて、適宜発令指標に調整を加えることも可能としている。

【林野火災注意報の発令指標の設定例】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないも可能である。

(2) 火の使用の制限の努力義務

林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市（町・村）の区域内にある者は、火災予防条例（例）第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととした。

(3) 対象区域の指定

市（町・村）長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとした。

例えば、森林又はその周囲の一定の範囲内を区域として指定することが考えられる。

【具体的な区域指定の例】

森林の範囲の特定に当たっては、森林法第5条の規定により都道府県知事が作成する地域森林計画や同法第7条の2の規定により森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画の対象となっている区域を参考とすることなどが考えられる。

なお、森林の面積や当該市町村の消防力、森林周辺の消防水利の状況等を踏まえると、林野火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられる森林を区域指定から一部除外することも考えられる。

4 林野火災警報について

（改正条例（例）第29条の9関係）

消防法第22条の火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとし、市（町・村）長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例（例）第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとした。

発令基準については、検討会報告書を踏まえ、以下の発令指標に該当する場合には発令することが考えられるが、地域の気象特性等に応じて、適宜発令指標に調整を加えることも可能としている。

【林野火災警報の発令指標の設定例】

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

5 たき火の届出制度について

（改正条例（例）第45条関係）

事前に消防長（消防署長）に届出が必要となる火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にした。

また、消防長（消防署長）は、火災予防条例（例）第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとした。なお、期間及び区域の設定については、下記のような方法が考えられる。

【届出対象区域の設定例】

たき火の届出については、林野火災の発生の危険性を勘案して、林野火災注意報の考え方も参照した上で、必要に応じて対象となる区域を指定する。

【届出対象期間の設定例】

基本的には、林野火災の発生の危険性が高い1～5月は対象時期としつつ、地域の気象特性等を踏まえて対象時期を変更することが考えられる。

6 その他（改正条例（例）附則関係）

条例の改正が、可能な限り本年度の林野火災の危険性が高まる時季に間に合うよう、施行期日は、令和8年1月1日とした。

7 終わりに

ここまで、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書の内容を踏まえた改正条例（例）の概要及び運用について解説した。各市町村においては、各団体の火災予防条例について、可能な限り、本年度の林野火災の危険性が高まる時季に間に合うよう、令和8年1月1日の施行に向けて改正を行っていただき、各消防本部等においては、本稿も参考としつつ、引き続き、適切な運用をお願いしたい。

消防庁としては、今後の運用状況等を踏まえて、より効果的な林野火災予防対策となるよう、必要に応じ、見直し改善に取り組んでいく所存である。

問合せ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

救急安心センター事業 (#7119)の導入事例 紹介

救急企画室

救急安心センター事業（#7119）は、住民が急な病気やケガをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる事業であり、令和7年10月現在で36都府県において実施されています。消防庁は、増大する救急需要の対策や住民の安心・安全等の観点から、#7119の更なる展開拡大を推進しています。

令和7年7月に全県での事業を開始した兵庫県から、事業導入に至った経緯や乗り越えた課題等について御寄稿をいただきましたので紹介します。

【兵庫県における#7119の全県展開について】

兵庫県危機管理部消防保安課・神戸市健康局 地域医療課

第1章 救急安心センターこうべの立ち上げ（～H29）

令和7年7月、兵庫県では、県内全域を対象エリアとした「救急安心センターひょうご」を開設しました（図1）。

県内全域での事業開始までの道程を振り返ると、平成29年10月にまず神戸市が単独で当事業を開始しています。増加の一途を辿る救急需要に対し、特に人口が集中する都市部においては早急な対策が必要との意見が強く、不要不急の救急要請を減らすための新たな取組が求められるとの判断から、神戸市は平成27年度に#7119導入に向けた議論を本格化させます。同年度中に、神戸市が主体となって開設に向けた調整を進める方針を打ち出した上で、翌平成28年度に有識者会議を立ち上げました。兵庫県も参加する当有識者会議において、神戸市以外のエリアでの実施について協議したところ、当時の判断として、面積が広く人口規模が様々な自治体を抱え

る本県において、県域一律の事業展開は馴染まないとの結論となりました。

このように2年半における開設に向けた議論と準備期間を経て、神戸市が「救急安心センターこうべ」を開設するに至りました（1年半後の平成31年4月に隣接する芦屋市が事業参画）。



図1

第2章 対象エリア拡大の要望と運用の見直し（R4）

神戸市での事業開始から2年半後、新型コロナウイルスが発生し、令和4年夏の第7波で#7119の入電件数は過去最多を大幅に更新しました。この時期、全国的に救急資源が不足する事態が発生し、消防指令センターと#7119コールセンターの連携が重要な役割を果たすこととなりました。そして、第7波の影響によって県内消防本部から#7119の対象エリアを拡大する要望の声が強まったことを契機に、兵庫県と神戸市は、県域への事業拡大の可否に関する意見交換を開始します。

また、神戸市においては、市域の実情に合わせて緊急度判定プロトコルを一部独自仕様としていたことから、開始から4年間の運営を総括し、県域化を見据えた運用見直しの検討を開始しました。まず、神戸仕様のプロトコルを改め、緊急度判定プロトコルVer.3をそのまま採用する改訂を行った上で、市内全医療機関の協力の下、緊急度判定結果に関する追跡調査を実施しました（図2）。この追跡調査は、橙判定以下による受診推奨時間の案内が適正であったか検証することを目的として行ったものです。救急出動報告を分析した結果、赤判定（119転送）による救急出動の軽症割合が高かったことに加え、医療機関における追跡調査結果から、橙判定以下による受診もオーバートリアージの割合が高い傾向にあることを確認しました。そこで、赤判定を全件119転送する運用を見直すと共に、受診推奨時間の案内方法を改めまし

た（図3）。また、条件付きで相談員による判定ランクダウンを認める運用を開始しました。この結果、119転送による救急出動件数、軽症割合共に減少し、判定の割合においては、増加傾向にあった橙判定が減少に転じ、黄判定が増加する変化が見られました。これらの結果から、運用方法の見直しによって不急の救急受診（特に夜間）が減少し、受診患者、医療機関双方の負担軽減に繋がったものと考えています。

図2

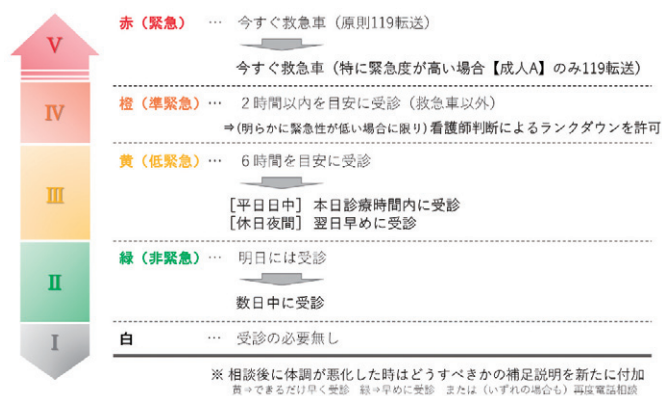


図3

第3章 全県展開に向けた研究会の立ち上げ（R5～R6）

令和5年度からは、兵庫県及び神戸市並びに県内代表消防本部による#7119事業研究会を立ち上げ、2カ年に渡って事業導入効果や既存相談事業の整理、運営方式や費用負担の在り方等に関する検討を行いました（この間、令和4年度から先駆けて調整を行っていた姫路市が令和6年1月に事業参画）。

なお、各都道府県における#7119事業所管部局は、衛生主管部局か消防防災主管部局のいずれか様々ですが、#7119事業の所管省庁は消防庁であることに加え、兵庫県内自治体の動きとして、消防長会を通じて対象エリア拡大の要望が為されたことから、当初医務課が担っていた調整窓口は、令和5年度から消防保安課が引き継ぐ形で所管を切り替えています。

令和6年度の中盤からは、地域化に向けた本格的な動きとして、消防保安課が県内全41自治体（主に保健医療部局）参加の事業説明会を開催し、各自治体の参画意向調査を行いました（図4）。意向調査の結果、3割の自治体が「分からない」と答えたことから、より丁寧な説明が必要と考え、その後も兵庫県と神戸市が協働して各自治体からの質疑に対応しました。

協議を重ねる中で、定量的な導入効果を提示することも求められましたが、「救急搬送における軽症割合の減少」をはじめとする諸々の効果について、#7119との明確な因果関係を証明することが難しい側面もあることから、神戸市における#7119導入前（平成28年）の救急出動事案データ等をもとに算出した「当時#7119を導入していれば救急要請に至らなかった可能性のある救急件数」をシミュレーションし、事業導入による効果として提示しました（図5）。

全県展開に関する意向調査結果

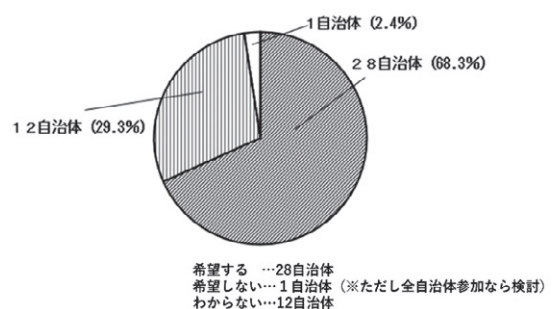


図4

【#7119導入前のH28データで検証】

救急出動総数 80,859件

うち通報を迷う可能性がある事案に絞った件数 **64,234件**
 （死亡・重篤事案や事件・事故関係事案、転院搬送等を除外）

救急車を呼ぶか迷う人の割合 **68%**（R4ネットモニターアンケート参照）

（N=64,234）
 H28に#7119が導入されていれば救急要請せずに済んだ人 **5,067人**
 $[64,234 \times 0.68 \approx 43,679 \quad 43,679 \times 0.116 \approx 5,067]$

図5

第4章 全市町の参画から事業開始 (R7)

事業の運営体制については、不急の救急事案をふるいにかける救急需要対策は、初期救急領域としての基礎自治体単位が担うべき役割であるということ、また、人口規模や医療機関体制による地域の事情を反映できるようにするため、県単独で事業を実施するのではなく、県と市町による合議体方式を選択することとしました。

令和7年度に入り、4月の時点では参画意向を明確に示されていない自治体もありましたが、最終的には全ての自治体が参画することを期待し、県内全自治体を対象とした「救急安心センターひょうご運営委員会」設置のための事前説明会を開催しました。この事前説明会において、予算や運営体制の具体について説明するとともに、説明会後にはQA形式による各自治体からの質疑応答の詳細を全体に公開して情報の共有を徹底した結果、最終的に全ての自治体の参画意向が示され、4月末に県と全自治体で構成する「救急安心センターひょうご運営委員会」を設置することができました。

運営委員会設置後の議論の中で、各地域の（郡市区）医師会と各自治体の関わりや医療機関の考え方が様々であること、また消防本部においても119転送に対する認識に相違があり、全県一律のサービス提供ができない可能性がありましたが、地域別の医療機関案内シート（案内時の注意事項等の整理）の作成や、119転送の仕組み及び運用に関する詳細を提示することで、各自治体との合意形成を図ることができました。

また、従前の運用を安定的に引き継ぐためには、これまでの実情を良く理解した事業者が柔軟に対応してもらう必要があることから、引き続き「救急安心センターこうべ」の運営事業者と（随意）契約することとしました。その上で、熱中症による救急要請が増加すると見込まれる7月中の事業開始を目標に設定し、関係機関との様々な調整を行った結果、運営委員会設置からわずか2カ月という短期間で全県でのサービスを開始することができました。

おわりに

全県でのサービス展開にあたり、お忙しい中でヒアリングや質問に快く対応くださった全国の自治体の皆様、また、全県展開にあたり指導いただきました消防庁関係職員の皆様には、この場をお借りし改めて感謝申し上げます。

今後#7119の導入や地域拡大を検討されている自治体の皆様におかれては、当県の事例は参考にできない部分も多いかもしれませんが、ここでは書ききれないこともありますので、いつでもご質問いただければと存じます。



図6 兵庫県危機管理部消防保安課・神戸市健康局地域医療課

問合せ先

消防庁救急企画室 竹田、松田、佐藤
TEL: 03-5253-7529

令和7年の熱中症による救急搬送状況

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、平成20年から全国の消防本部を調査対象として、熱中症による救急搬送人員を調査しています。

この度、令和7年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送状況を取りまとめましたので、その概要を報告します。

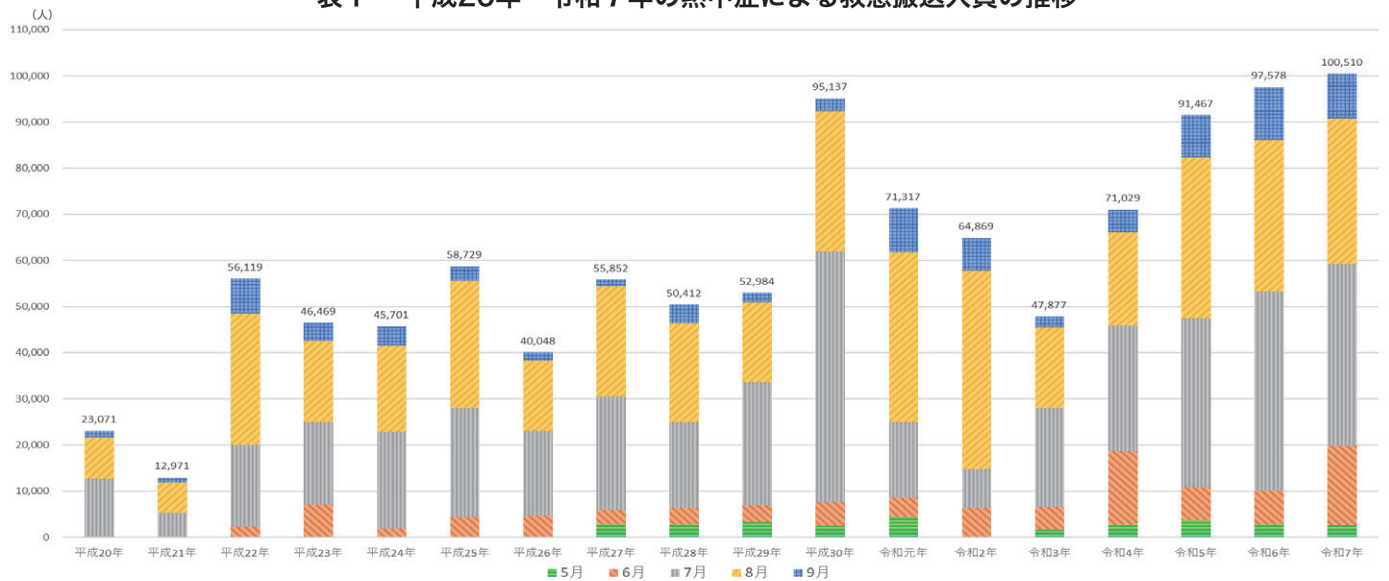
2 熱中症による救急搬送状況

① 救急搬送人員（表1）（図1）

令和7年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員の合計は100,510人でした。これは、調査を開始した平成20年以降で最も多い搬送人員となりました。

令和7年は非常に厳しい暑さが長期間にわたって続き、6月が過去最多、9月が過去2番目の搬送人員となりました。

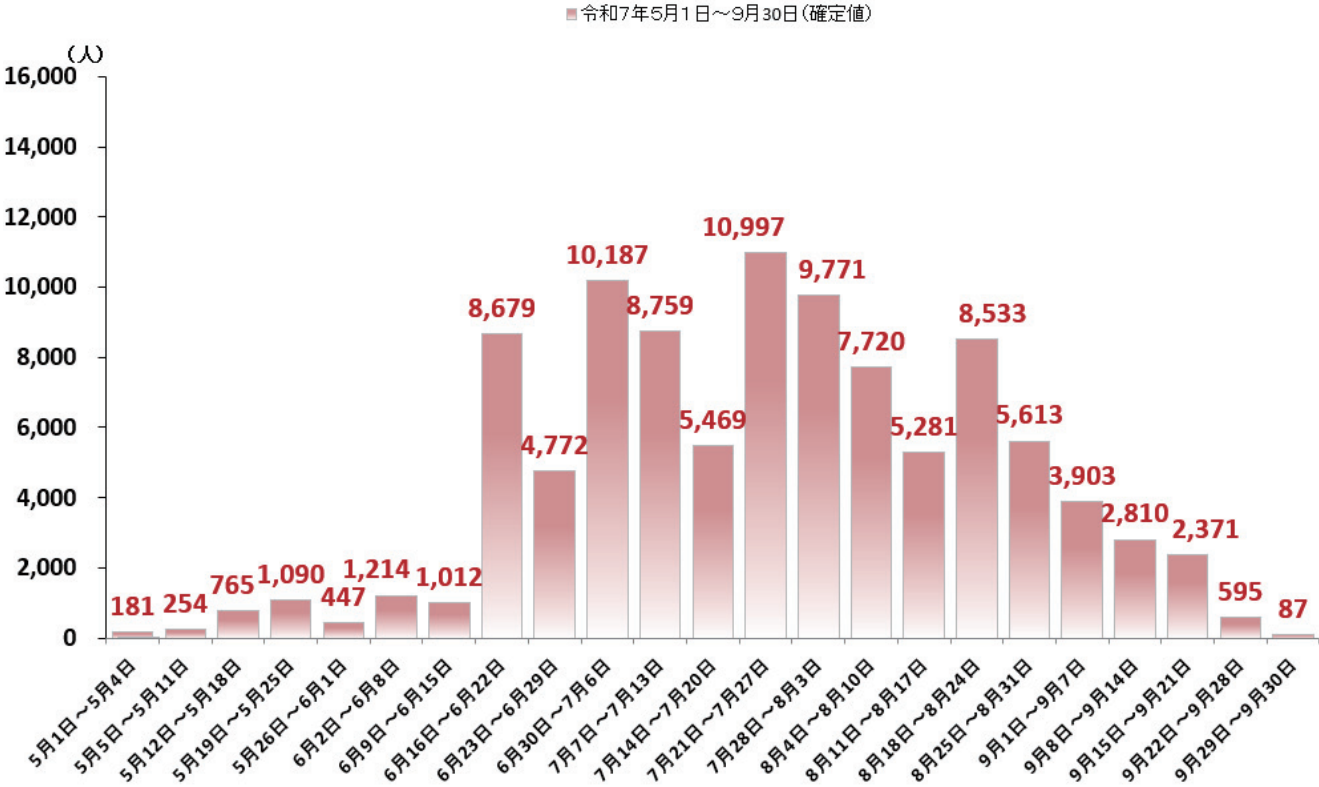
表1 平成20年～令和7年の熱中症による救急搬送人員の推移



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
5月			調査データなし					2,904	2,788	3,401	2,427	4,448	調査データなし	1,626	2,668	3,655	2,799	2,614
6月	調査データなし		2,276	6,980	1,837	4,265	4,634	3,032	3,558	3,481	5,269	4,151	6,336	4,945	15,969	7,235	7,275	17,229
7月	12,747	5,294	17,750	17,963	21,082	23,699	18,407	24,567	18,671	26,702	54,220	16,431	8,388	21,372	27,209	36,549	43,195	39,375
8月	8,857	6,495	28,448	17,566	18,573	27,632	15,183	23,925	21,383	17,302	30,410	36,755	43,060	17,579	20,252	34,835	32,806	31,526
9月	1,467	1,182	7,645	3,960	4,209	3,133	1,824	1,424	4,012	2,098	2,811	9,532	7,085	2,355	4,931	9,193	11,503	9,766
合計	23,071	12,971	56,119	46,469	45,701	58,729	40,048	55,852	50,412	52,984	95,137	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467	97,578	100,510

※令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、調査を6月から開始

図1 熱中症による救急搬送状況（令和7年）「調査開始から各週の比較」



② 年齢区分別救急搬送人員（図2）（表2）

高齢者（満65歳以上）が最も多く57,433人（57.1%）、次いで成人（満18歳以上満65歳未満）34,096人（33.9%）、少年（満7歳以上満18歳未満）8,447人（8.4%）、乳幼児（生後28日以上満7歳未満）531人（0.5%）の順となりました。

熱中症による救急搬送状況（令和3年～令和7年）

図2 年齢区分別（構成比）

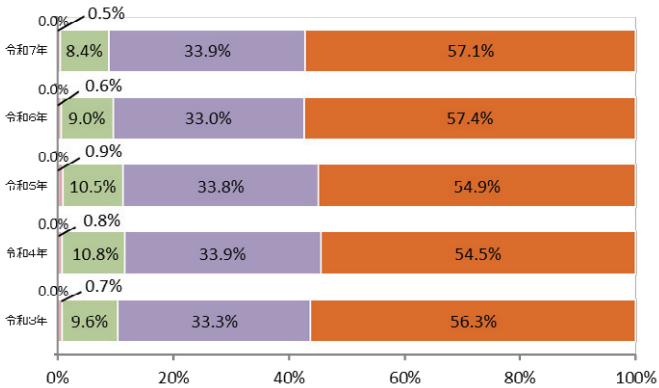


表2 年齢区分別（構成比）

	年齢区分別（人）					
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計
令和7年	3	531	8,447	34,096	57,433	100,510
	0.0%	0.5%	8.4%	33.9%	57.1%	100%
令和6年	2	601	8,787	32,222	55,966	97,578
	0.0%	0.6%	9.0%	33.0%	57.4%	100%
令和5年	5	796	9,583	30,910	50,173	91,467
	0.0%	0.9%	10.5%	33.8%	54.9%	100%
令和4年	2	566	7,636	24,100	38,725	71,029
	0.0%	0.8%	10.8%	33.9%	54.5%	100%
令和3年	7	359	4,610	15,959	26,942	47,877
	0.0%	0.7%	9.6%	33.3%	56.3%	100%

■ 新生児：生後28日未満の者

■ 成人：満18歳以上満65歳未満の者

■ 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者

■ 高齢者：満65歳以上の者

■ 少年：満7歳以上満18歳未満の者

③ 傷病程度別救急搬送人員（図3）（表3）

軽症（外来診療）が最も多く63,447人（63.1%）、次いで中等症（入院診療）34,399人（34.2%）、重症（長期入院）2,217人（2.2%）、死亡117人（0.1%）の順となりました。

熱中症による救急搬送状況（令和3年～令和7年）

図3 初診時における傷病程度別（構成比）

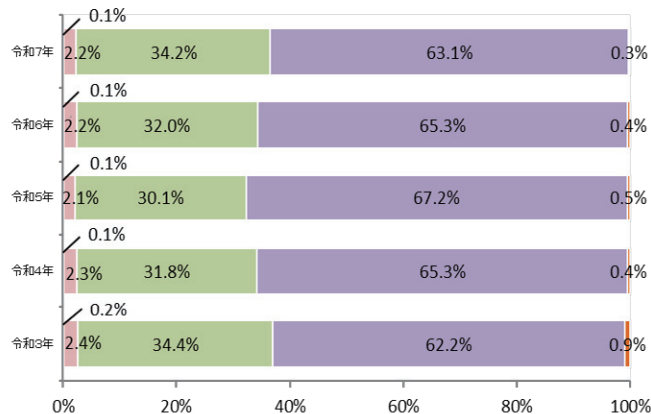
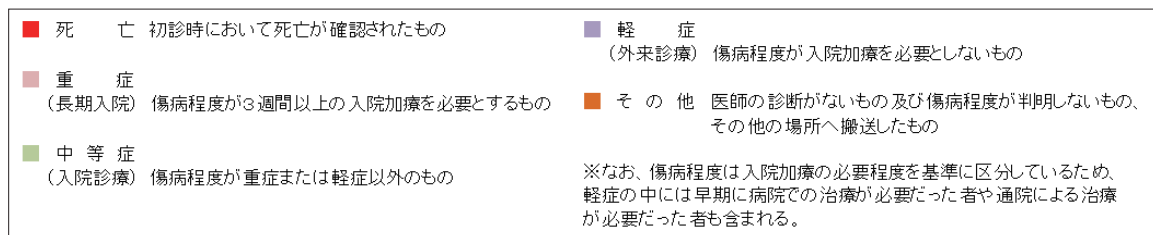


表3 初診時における傷病程度別（構成比）

	初診時における傷病程度別（人）					
	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
令和7年	117	2,217	34,399	63,447	330	100,510
令和6年	120	2,178	31,194	63,718	368	97,578
令和5年	107	1,889	27,545	61,456	470	91,467
令和4年	80	1,633	22,586	46,411	319	71,029
令和3年	80	1,143	16,463	29,758	433	47,877



④ 発生場所別救急搬送人員（図4）（表4）

住居が最も多く38,292人（38.1%）、次いで道路 事場① 10,559人（10.5%）の順となりました。

熱中症による救急搬送状況（令和3年～令和7年）

図4 発生場所別（構成比）

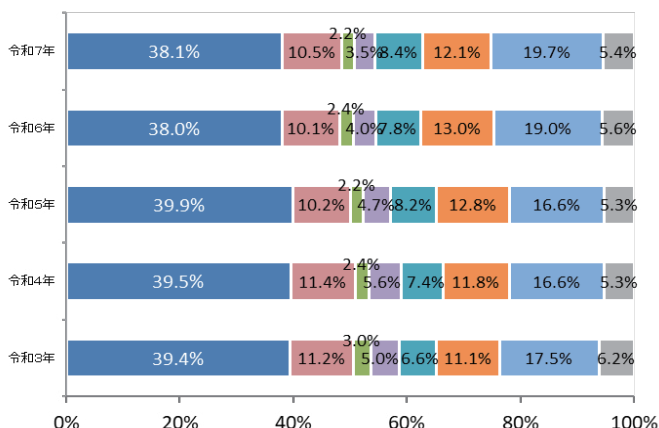
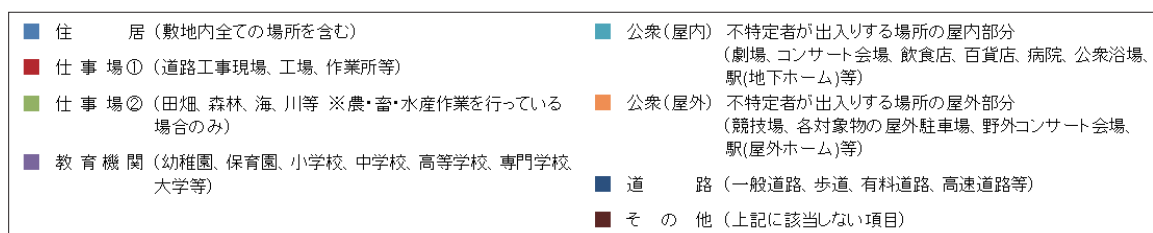


表4 発生場所別（構成比）

	発生場所別（人）							
	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(屋外)	道路	合計
令和7年	38,292	10,559	2,226	3,553	8,462	12,175	19,773	100,510
令和6年	37,116	9,870	2,332	3,885	7,644	12,727	18,576	97,578
令和5年	36,541	9,324	2,013	4,310	7,497	11,742	15,186	91,467
令和4年	28,064	8,127	1,690	3,975	5,248	8,368	11,807	71,029
令和3年	18,882	5,369	1,421	2,404	3,172	5,298	8,378	47,877



3 消防庁の取組

消防庁では、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発ポスター・ビデオ・イラスト、熱中症対策リーフレット、全国の消防本部が独自で行っている熱中症予防啓発の取組をまとめた熱中症予防啓発取組事例集等の予防啓発用コンテンツをホームページに掲載するとともに、X（旧Twitter）でも、喉の渇きを感じる前のこまめな水分補給や適切なエアコンの使用といった、基本的な熱中症予防対策の実施を呼びかけました。

また、都道府県や消防本部に対しては、

- ・夏季を待たずして早期の、住民に対する熱中症予防啓発（暑熱順化への取組やエアコンの動作確認・試運転等）の実施
- ・予備車等を活用した出動体制の確保及び住民への救急車の適時・適切な利用の呼びかけ
- ・熱中症特別警戒アラート発表時の注意喚起等の実施
- ・SNSを活用した広報の実施
- ・官民連携による効果的な取組の推進

などについて依頼しました。

さらに、「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁や官民連携の下、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起等の広報活動を実施しました。

4 おわりに

今年度の熱中症による救急搬送人員のデータを、熱中症情報サイトで公表しましたので、ご活用ください。消防庁では、今後も関係省庁と連携をとりながら、熱中症に関する注意喚起や情報提供を行ってまいります。

消防庁熱中症情報（予防啓発コンテンツも掲載しています）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke01>

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

消防庁長官が福島県双葉消防本部の職員を激励

消防・救急課

1 はじめに

令和7年9月25日から26日にかけて、大沢博消防庁長官が双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）管内を視察しました。

今回の視察は、東京電力福島第一原子力発電所における原発事故により帰還困難区域及び特定復興再生拠点区域に指定されている地域の消防防災体制等の現状を把握するとともに、厳しい環境下で長期間にわたり地域の安全・安心を守っている消防職員を激励することを目的として行いました。

2 消防庁長官による激励

双葉消防本部では、組合管理者である吉田大熊町長等の双葉消防本部の関係者と意見交換をするとともに、金澤双葉消防本部消防長から震災時の状況や現在の状況等について説明を受けました。

また、消防職員による訓練視察として、消火栓の復旧が進んでいない帰還困難区域内での火災を想定した遠距離大量送水（ハイドロサブ）システム車及び可搬式送水装置（ミニストライカー）を活用した放水訓練などを視察しました。

訓練を視察した大沢消防庁長官より双葉消防本部の職員に対し、帰還する住民に寄り添い消防活動に尽力されていることに感謝の意を述べるとともに、さらに盤石な消防体制の構築をお願いし、激励を行いました。



訓練視察



消防職員への激励

3 管轄区域の視察

福島第一原子力発電所の廃炉や処理水放水への取組状況、除染廃棄物が集積された仮置場等の中間貯蔵施設の状況や駅周辺の再開発状況など、現地の復旧復興状況を視察しました。

また、双葉町においては、東日本大震災・原子力災害伝承館を訪問し、福島第一原発事故の実物資料・映像を通じて、原発事故の被害と消防活動の記録について視察しました。



東日本大震災・原子力災害伝承館の視察

問合せ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

第44回全国消防殉職者慰霊祭

総務課

去る令和7年9月11日(木)、ニッショーホールにおいて、第44回全国消防殉職者慰霊祭が挙行されました。

全国消防殉職者慰霊祭は、消防の任務を遂行中に、不幸にして尊い犠牲となられた全国の消防殉職者等の功績を称え、その御霊に深甚なる敬意と感謝の誠を捧げることを目的として、公益財団法人日本消防協会の主催、消防庁の

後援により毎年開催されています。

当日は、石破内閣総理大臣や村上総務大臣、遺族代表の方が追悼のことばを述べ、献花を行いました。

また、富樫総務副大臣や古川総務大臣政務官、大沢消防庁長官等が参列し、献花を行いました。



慰霊祭の様子



追悼のことばを述べる石破内閣総理大臣



献花を行う石破内閣総理大臣



追悼のことばを述べる村上総務大臣



献花を行う村上総務大臣



慰霊碑・献花台の様子

問合せ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

令和7年防災功労者内閣総理大臣表彰式

総務課

防災功労者内閣総理大臣表彰は、毎年9月1日を「防災の日」とし、「政府、地方公共団体等関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する」という趣旨に基づき、内閣総理大臣が表彰を行うものです。

今年は、去る9月17日（水）、内閣総理大臣官邸に

おいて、石破内閣総理大臣のほか、大沢消防庁長官等が出席し、防災功労者内閣総理大臣表彰式が挙行されました。

消防庁からは、地震や大雨、林野火災現場において救助活動や避難誘導などを行い、被害の軽減に顕著な功績のあった23消防団、防災体制の整備及び防災思想の普及に多大な貢献のあった8団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状が授与されました。



石破内閣総理大臣の挨拶



受賞者代表への表彰状授与



集合写真

消防関係受賞団体

【災害現場での顕著な防災活動】

[令和5年9月台風13号による豪雨災害]

いわき市消防団 (福島県)

[令和5年12月1日からの林野火災]

豊丘村消防団 (長野県)

[令和6年1月1日 の能登半島地震]

内灘町消防団 (石川県)

穴水町消防団 (石川県)

羽咋市消防団 (石川県)

中能登町消防団 (石川県)

津幡町消防団 (石川県)

かほく市消防団 (石川県)

志賀町消防団 (石川県)

宝達志水町消防団 (石川県)

七尾市消防団 (石川県)

[令和6年1月1日の能登半島地震、令和6年9月豪雨災害]

珠洲市消防団 (石川県)

能登町消防団 (石川県)

輪島市消防団 (石川県)

[令和6年4月22日からの林野火災]

高畠町消防団 (山形県)

[令和6年5月4日からの林野火災]

南陽市消防団 (山形県)

[令和6年10月11日からのリサイクル資材収集場火災]

各務原市消防団 (岐阜県)

[令和7年2月26日からの林野火災]

大船渡市消防団 (岩手県)

[令和7年3月23日からの林野火災]

岡山市消防団 (岡山県)

玉野市消防団 (岡山県)

今治市消防団 (愛媛県)

西条市消防団 (愛媛県)

松山市消防団 (愛媛県)

【防災体制の整備】

内郷女性消防クラブ (福島県)

キャッセンエリアプラットホーム (岩手県)

宝塚市立宝塚文化創造館 (兵庫県)

福崎町立田原小学校 (兵庫県)

【防災思想の普及】

チーム「つなくる」 (北海道)

株式会社エフエム徳島 (徳島県)

つつじが丘北防災協議会 (東京都)

ALSOK株式会社横浜支社 (神奈川県)

計31団体

問合せ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

ベトナムとの消防分野における協力覚書に基づく最近の取組

予防課

1 はじめに

消防庁では、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度や優れた性能・品質を積極的に発信することにより、消防用機器等の海外展開の推進に取り組んでいるところです。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成 30 年 10 月に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」（以下「覚書」という。）を締結しています。

覚書の協力範囲

- 火災予防政策並びに法令、規格及び認証制度
- 人材育成及び能力形成
- 協働の進展に向けた協力

2 覚書に基づく最近の取組

①「ベトナム消防・防災展」への参加

「ベトナム消防・防災展」は、毎年ベトナム公安省が開催している消防関係職員・機関等に対する消防用機器等の展示会です。

今年は、8月14日から16日まで、ホーチミン市で開催されました。

この展示会には日本の消防機器等のメーカーも出展しており、製品のPRを行っています。

また、消防庁も職員を派遣し、消防防災展内で開催されるセミナーにおいて、日本の消防救助分野における新技術の研究開発の実施状況に関する講演を行いました。



消防防災展の様子



写真 ベトナム公安省より提供
消防防災展における講演の様子

②ファム・フン・ズオン ベトナム公安省消防救難救助局副局長の消防庁訪問

令和7年9月、ベトナム公安省ファム・フン・ズオン消防救難救助局副局長が消防庁を訪問し、予防課との意見交換を行いました。



ファム・フン・ズオン消防救難救助局副局長と渡辺予防課長



消防庁の火災予防担当者とのミーティングの様子

3 おわりに

消防庁としては、今後も覚書に基づき、必要な協力を行うとともに、ベトナム国内において、日本規格に適合する消防用機器等の流通につながるよう日本の消防関連規格、認証制度の普及に努めていきます。

問合せ先

消防庁予防課 川合、川島
TEL: 03-5253-7523



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせ

救急企画室

1 マイナ救急で閲覧する傷病者の医療情報

(1) 救急活動に必要となる傷病者の情報

救急現場では、119番通報で駆けつけた救急隊員が、傷病者の氏名、生年月日等の基本的な情報のほか、医療機関の受診歴や薬剤情報などの情報の聞き取りを行っています。これらの情報は搬送する医療機関の選定や、救急現場での処置、搬送先の医療機関での治療の準備などに役立てられており、命を守るために欠かせない情報となります。

一方で、病気やけがで苦しんでいる傷病者や、気が動転しているご家族の方から、これらの情報を正確に伝えていただくことは、難しい場合があります。

マイナ救急では、救急現場において救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者の医療情報を確認することで、傷病者の負担軽減、救急隊の円滑な搬送先医療機関の選定、搬送先医療機関での治療の事前準備が可能となります。

(2) マイナ救急で傷病者の医療情報を閲覧する仕組み

マイナ救急では、オンライン資格確認等システムで通常表示可能な診療／薬剤情報や特定健診情報に加え、患者の基本情報・医療情報等が集約された救急用サマリーを閲覧しています。救急隊が閲覧する医療情報は、各個人がマイナポータルで閲覧可能となっている医療情報であり、マイナ救急で救急隊が傷病者の医療情報を閲覧した履歴は当該傷病者のマイナポータルで確認することができます。なお、閲覧した傷病者の医療情報は救急隊の端末上に保存されない仕様となっています。また、救急活動に関係のない税や年金の情報を閲覧することはできません。

(3) マイナ救急で閲覧する具体的な医療情報

①診療／薬剤情報

過去5年分の医療機関の受診歴（医療機関名、受診年月）、薬剤情報（調剤年月日、医療機関名／薬局名、医薬品名、調剤数量等）、手術情報（診療年月日、医療機

関名、診療行為名等）、診療情報（診療年月日、医療機関名、診療行為名等）等を確認することができます。

救急隊は、受診歴から、傷病者が定期的に受診している医療機関の正確な情報を確認し、薬剤情報、手術情報、診療情報等から、治療中の疾患や検査内容を推測することができます。

②特定健診情報

40歳以上が受診する特定健康診査受診結果が表示されます。75歳以上では後期高齢者健康診査の結果が表示されます。特定健康診査受診結果から、特定健診情報（特定健診実施日）、基本項目（身体計測、血圧、血中脂質、肝機能、血糖、尿）、詳細項目（貧血、血清、心電図、眼底検査）、質問票（服薬情報、既往歴、生活習慣）等を確認することができます。

特定健診を受けた時点の既往歴（医師記載）、自覚症状（医師記載）を確認することで、傷病者の症状との関連性も念頭におき、より適切な処置、円滑な搬送先医療機関の選定が可能となります。

③救急用サマリー

上記の①診療／薬剤情報は過去5年間分の情報、②特定健診情報は過去5回分の情報を確認できますが、救急用サマリーでは直近の情報を迅速に確認するため、過去3か月分の医療機関の受診歴、薬剤情報、診療情報、過去5年分の手術情報、直近の特定健康診査の実施日等が記載された要約版を確認することができます。

2 マイナ救急の活用事例

令和7年10月1日から全国でマイナ救急が実施されており、各消防本部からマイナ救急の活用事例を順次報告していただいています。ここでは、その一部を紹介します。

事例	情報聴取困難かつお薬手帳も無かった事例（医療機関の早期治療に繋がったケース）
通報内容：夫が椅子に座っていたところ、突然崩れ落ち、地面に倒れこんだ（妻からの通報） 年齢性別：62歳男性 現場状況：傷病者は台所付近に腹臥位でおり、意識清明。 左半身の麻痺により動けない状態であり、うまく喋ることができない状態であった。 家族も動揺しており、状況を聞き取ることは困難であり、お薬手帳も探せない状態であった。 救急活動：観察を行ったのち、マイナ救急で薬剤情報を確認し、速やかに医療機関へ伝達した。	
〈マイナ救急の有用性〉 傷病者や家族から、情報を聴取することが難しいかつお薬手帳もない状況で、マイナ救急で薬剤情報を確認することにより、多数処方されている薬を正確に医療機関へ伝達することで、医師へスムーズに引継ぐことができ、医療機関の早期治療に繋がった。	

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL:03-5253-7529

デジタルメディア消防広報戦略チームの発足

新潟市消防局

新潟市中央消防署では、特に若い世代に対する消防活動の理解度を深めるため、「デジタルメディア消防広報戦略チーム」を発足し、SNS等を活用してオリジナルPR動画を配信しています。反響としては、好評いただいております。日頃、情熱をもって活動する隊員の姿を、より魅力的に伝えられるよう工夫を凝らしています。

引き続き、デジタル編集技術のレベルアップを図りながら、興味をもって視聴していただける動画配信に取り組みます。



サマーナイトフェスティバルで消防広報を展開

松本広域消防局

令和7年8月2日（土）、東筑摩郡麻績村のサマーナイトフェスティバルで、地域住民を対象に消防車両の展示と消防マンガを活用した火災予防広報を実施しました。当日は、オリジナルキャラクター怪人「カジダー」と麻績村のPRキャラクター「おみぼん」が初共演したほか、支援車I型の展示や放水体験を通じ、子どもたちが“小さな消防士”としてカジダーに挑む姿も見られました。今後もこうした活動を継続し、「小さな消防士」を育むとともに、地域の安心・安全を確保してまいります。



カジダーとおみぼん



消防通信

望

楼

ぼうろう

水難事故防止啓発

豊橋市消防本部

豊橋市消防本部では、夏休み期間中に水難事故防止と安全意識の向上のため、川遊びに来ている方達を対象に啓発チラシを配布しました。

当本部の管内では多くの外国人市民も居住しており、外国人による水難事故も発生していることから、日本語だけではなくポルトガル語、タガログ語及びベトナム語の外国人向けのチラシを作成し、相手に応じた言語のチラシを現地で手渡し、水難事故防止の呼び掛けを実施しました。



夏休み消防士研究イベントを開催しました

大阪南消防局

大阪南消防組合富田林消防署では、8月18日（月）から22日（金）までの5日間、夏休み消防士研究イベントを開催しました。

このイベントは、夏休みの自由研究向けに作成した消防車や防火服についての解説、火事の原因や、倒れた人を発見したときの手順などのクイズを掲示した他、ロープ結索や胸骨圧迫の体験コーナーも設置しました。

来場者からは、「このようなイベントは他ではないためとても良かった」「自由研究の参考にする」などと嬉しい声をいただきました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



警防科における教育訓練 ～指揮訓練について～

消防大学校では、警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させることを目的に、専科教育として警防科の教育訓練を実施しています。今年度も2回実施いたしますが、今年度は年間で2.44倍と、当校の学科・実務講習の中で最も倍率の高い学科となりました。

今年度1回目の第116期では、48名の学生が所定の教育訓練を終え7月31日に無事卒業しましたが、教育課程中に実施された「指揮訓練」について以下紹介します。

1 安全管理能力の向上

消防大学校では、活動中における受傷事故を無くすため、安全管理能力の向上に関するカリキュラムを多く取り入れており、指揮訓練はその知識を実践する場と位置づけています。

訓練に際しては、危険に対する感受性の錬磨を図るとともに、共通認識を持つことの必要性を学びます。

2 指揮能力・技術の向上

火災防ぎょにおける指揮をあらゆる災害における指揮の基本と位置づけ、段階を踏んで指揮能力・技術の向上を目的とした教育訓練を実施しています。

(1) 指揮訓練Ⅰ、Ⅱ

指揮訓練Ⅰでは一般的な木造・防火造建物火災を想定した小隊指揮訓練を行い、指揮訓練Ⅱでは同様の想定で中隊指揮訓練を実施し指揮技術の習得を目指します。

(2) 指揮訓練Ⅲ、Ⅳ

指揮訓練Ⅲでは、単発の建物火災及び同時火災への対応について机上シミュレーション訓練を実施します。この訓練をととして組織的消防活動における情報共有の重要性と情報処理技術を学ぶとともに、各級指揮者の任務別指揮活動について確認します。また、指揮訓練Ⅳでは、同じく机上シミュレーション訓練により、大隊長活動要領と指揮隊業務について実践します。

(3) 総合訓練

総合訓練Ⅰは、教育支援隊を招き、NBC災害対応

基本活動を学びます。また、総合訓練Ⅱでは多数傷病者対応訓練について、机上シミュレーション訓練で全体の流れを学んだ後、実働訓練において一連の訓練を行います。総合訓練Ⅲは、街区火災対応訓練をシミュレーション訓練で実施後、ユニットハウスを使用し模擬街区を設定し、総合的な訓練を実施することでの効果を確認するとともに訓練終了後の検討、訓練結果報告会を実施し、研修機関の集大成としています。

研修を終えた学生からは、教官から具体的な研修目標やカリキュラム作成の意図が説明され、専門的知識をもった講師による講義や実技があり有意義であった。「現場指揮」と「安全管理」について、災害現場の視点から学ぶことができた等の感想が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で体得した知識と技術を元に、各所属においてさらに研鑽を重ね、指揮者及び指導者としての責務を果たすべく力を発揮し、それぞれの地域で住民の生命・身体・財産を守る活躍を期待しております。



指揮訓練の様子

問合せ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



消防研修第115号（特集：阪神・淡路大震災から30年）の発行

消防大学校では、消防本部等における消防防災体制の強化のための知識・技術の向上に資するため、昭和40年（1965年）10月に機関誌「消防研修」を創刊しました。令和4年度までは毎年2回、令和5年度からは毎年1回発行し、都道府県、消防学校、消防本部等に配付しています。

2025年は、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から30年が経過した節目の年に当たることから、今般発行した第115号では、「阪神・淡路大震災から30年」をテーマに特集しました。

我が国で戦後初めて、大都市を直撃した直下型地震により甚大な被害をもたらしたこの震災を契機として、緊急消防援助隊が発足しました。平成16年の法制化を経て最近では、令和6年能登半島地震、奥能登豪雨、また、今年に入ってから、岩手県大船渡市や愛媛県今治市で発生した大規模な林野火災に出勤し、出勤実績はこれまでに46回を数えています。

この他にも、1995年は「ボランティア元年」と呼ばれるようになるなど、阪神・淡路大震災は、世の中の様々な変化の「きっかけ」をもたらし、また、数多くの教訓を残しました。

この震災以降も、東日本大震災をはじめ、多くの災害を経験してきており、さらに、南海トラフ地震、首都直下地震などの巨大地震に備える上では、いまだに課題が山積していると指摘されています。今後、国が地方公共団体、民間事業者等、様々な関係機関と連携し、災害に立ち向かっていくためにも、改めて、阪神・淡路大震災の教訓を生かしていくことが求められます。

そこで、今回の消防研修では、様々な分野の有識者に「あの日から30年」として震災を振り返っていただき、震災から何を学んだか、残されている課題は何か、将来に備え何をすべきかなどの提言について掲載しました。

なお、消防大学校のホームページでもご覧いただけます。

消防研修第115号（特集：阪神・淡路大震災から30年）の掲載内容

○巻頭言

阪神・淡路大震災の大火…その教訓は生かされているか

[神戸大学名誉教授 室崎益輝]

○特別寄稿

阪神・淡路大震災から30年—神戸の歩みと 災害への備え

[神戸市長 久元喜造]

1 記念祭記念講演会

・阪神・淡路大震災から30年

[兵庫県立大学大学院教授 阪本真由美]

2 寄稿 〜あの日から30年〜

・阪神・淡路大震災30年 災害時に高齢者、障がい者等の命と尊厳を守る 〜福祉観点で防災をアップデート〜

[跡見学園女子大学教授 鍵屋一]

・災害ボランティア30年の真価

[レスキューストックヤード代表理事 栗田暢之]

・阪神・淡路大震災で明らかになった災害救援者側の惨事ストレスについて

[神戸学院大学客員教授 菅原隆喜]

・阪神・淡路大震災が生んだ「新たな防災教育」の30年と未来への展望

[防災教育学会会長 諏訪清二]

・多様性配慮と地域防災〜外国人対応からの示唆をふまえて〜

[一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事 田村太郎]

・阪神・淡路大震災の教訓とこれからの都市防災

[東京大学先端科学技術研究センター教授 廣井悠]

・防災教育

—阪神・淡路大震災から30年が経つ神戸での実践

[神戸学院大学教授 船木伸江]

・未災者だからこそできる防災啓発活動

—教訓を活かした“やってみたくなる防災”への挑戦—

[神戸学院大学学生任意団体 防災女子]

問合せ先

消防大学校調査研究部
TEL: 0422-46-1713



最近の報道発表（令和7年9月21日～令和7年10月20日）

<総務課>

7.10.11	第45回危険業務従事者叙勲（消防関係）	第45回危険業務従事者叙勲（消防関係）受章者は、650名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章315名 瑞宝単光章335名 計650名
---------	---------------------	--

<救急企画室>

7.9.24	令和7年8月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和7年8月の確定値を取りまとめたので、その概要を公表します。
--------	---------------------	--

<予防課>

7.9.25	令和7年度消防設備関係功労者等に係る消防庁長官表彰	消防庁では、10月17日（金）に令和7年度の「消防設備保守関係功労者」、「消防機器開発普及功労者」及び「優良消防用設備等」に係る消防庁長官表彰を行います。
--------	---------------------------	---

<危険物保安室>

7.9.30	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和7年8月8日から令和7年9月8日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出がありませんでした。この結果を踏まえて、本日、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等を公布しましたのでお知らせします。
7.10.1	「令和8年度危険物安全週間推進標語」及び「令和7年度危険物事故防止対策論文」の募集	消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図り、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するため、「令和8年度危険物安全週間推進標語」及び「令和7年度危険物事故防止対策論文」を募集します。

<特殊災害室>

7.10.20	「消防機関における航空機火災対応に関する検討会」の開催	「消防機関における航空機火災対応に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
---------	-----------------------------	--

<国民保護運用室>

7.10.6	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	山形県及び同県金山町、北海道及び同市石狩市並びに留萌市、徳島県及び同県牟岐町並びに阿南市、宮崎県及び同県えびの市がそれぞれ国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、28件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
7.10.15	令和7年度新潟県国民保護共同実動・図上訓練の実施	令和7年度に国重点訓練として国と新潟県が共同で実施する国民保護実動・図上訓練の概要につきまして、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

<広域応援室>

7.10.1	令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施	緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、平成7年6月に創設されました。創設からの30年間で合計47回出動し、多くの人命救助を行ってきました。 消防庁では、緊急消防援助隊の体制整備等の運用面での定着や、技術及び関係機関との連携能力の強化、被災都道府県等の受援体制の強化等を目的として、平成8年度から全国を6ブロックに分け、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施しており、令和7年度は、10月及び11月に全国6箇所で開催します。
--------	---------------------------	--

<消防大学校>

7.10.10	「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」の開催	消防を取り巻く環境の変化等を踏まえ、これからの消防大学校における教育訓練等のあり方を検討することを目的として、「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
---------	----------------------------	--



最近の通知（令和7年9月21日～令和7年10月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	2025年9月24日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	総務省消防庁予防課	「海外制作会社による国内ロケ誘致等に係る支援」を活用して行う撮影に対する協力依頼について
事務連絡	2025年9月30日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	総務省消防庁予防課	BIM図面審査・確認申請用CDEに関する説明会のご案内について
消防危第212号	2025年9月30日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について
消防予第384号	2025年10月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）
消防予第410号	2025年10月3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について（通知）
消防予第470号	2025年10月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「違反処理標準マニュアル」の改正について（通知）
事務連絡	2025年10月17日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	鳥インフルエンザの発生事例について（お知らせ）

広報テーマ

11 月		12 月	
① 秋季全国火災予防運動	予防課	① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課
② 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）の研究課題の募集について	技術戦略室	② ストーブ火災の注意喚起	予防課
③ 津波による被害の防止	防災課	③ 雪害に対する備え	防災課
④ 女性防火クラブ活動の理解と参加の呼び掛け	地域防災室		
⑤ 正しい119番通報要領の呼び掛け《11月9日は「119番の日」》	防災情報室		



令和7年11月9日（日）から15日（土）まで 秋季全国火災予防運動を実施します！

予防課

空気の乾燥や、暖房器具の使用などにより、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで（一部地域を除く。）の7日間にわたり、全国各地で秋季全国火災予防運動が実施されます。

全国火災予防運動は毎年春・秋の2回実施しており、消防署や消防本部などで様々な取組が行われます。この機会に、防火への正しい知識や技能を修得し、家族や友人にも声をかけ、火災の予防に努めましょう。



秋季全国火災予防運動ポスター



全国統一防火標語ポスター

地震火災対策

地震火災を防ぐためには、感震ブレーカー、家具等の転倒防止、耐震自動消火装置等を備えた火気器具の普及等を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期覚知・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加など、地域ぐるみの防火対策を推進することが重要となります。

感震ブレーカーの普及推進

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を推進する必要があります。

これに当たり、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、感震ブレーカー等の普及推進に向けた具体的な計画（普及率の目標値、スケジュール、設置の支援等）を策定し、着実に取組を進めていくことが重要です。

住宅防火対策

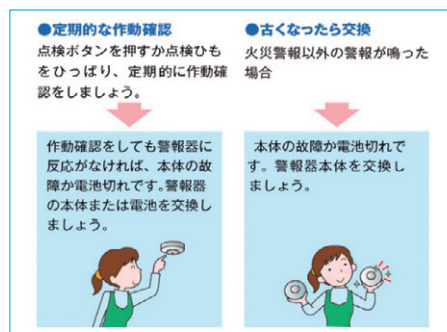
令和5年中の住宅火災の件数は総出火件数の約3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,503人のうち1,023人と約7割を占めています※。住宅火災による死者の発生防止対策をまとめた「住宅防火いのちを守る10のポイント」を参考に身の回りの火災予防対策を確認しましょう。

※火災件数及び死者数の確定値
10のポイントはこちらで確認 →



住宅用火災警報器（住警器）の維持管理

住宅用火災警報器については、設置後10年を迎えるものが増加し、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなる懸念されています。点検を行うことを習慣づけ、電池切れや故障が確認された場合は交換しましょう。また、消防庁では本体交換の際に、付加的な機能（連動型など）を併せ持つ機器への交換も推奨しています。



製品火災の防止

近年、リチウムイオン電池に起因する火災が増加傾向となっています。製品を購入する際は、PSEマークが付されたものを購入し、取扱説明書に従って使用しましょう。また、不要になったリチウムイオン電池は、居住する地域のごみ捨て・回収ルールに従って処分しましょう。

問合せ先

消防庁予防課予防係 谷川、清水
TEL: 03-5253-7523

津波による被害の防止

防災課

東日本大震災から10年以上が経った現在、令和6年1月に発生した能登半島地震や令和7年7月に発生したカムチャッカ半島付近の地震に伴う津波をはじめ、我が国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による津波被害の発生が懸念されています。

消防庁では、令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、津波からの避難指示の発令基準等を含む「避難情報に関するガイドライン」に基づき、地方公共団体に対し、

- ・津波による被害を軽減するための指定緊急避難場所、津波避難タワー等の整備を適切に行うこと
 - ・津波警報、津波注意報等の住民への適切な伝達手段を確保すること
 - ・具体的かつ実践的な津波避難訓練を行うよう努めること
- などを要請しております。

また、令和6年7月には、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方公共団体に対し、地元消防本部の体制強化として、津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等を要請するとともに、在宅避難者等の避難所外避難者の発生も想定して、避難生活にかかる状況を把握し向上させるため、NPO・ボランティアに加え、保健師や福祉事業者等の地域の支援者との連携を強化した防災訓練を、地域の実情に応じて行うよう努めることなどを依頼しています。

津波による被害を防ぐため、強い揺れや、弱くても長い揺れがあった場合には、直ちに、津波災害に対応した指定緊急避難場所や高台などの安全な場所へ避難する必要があります。

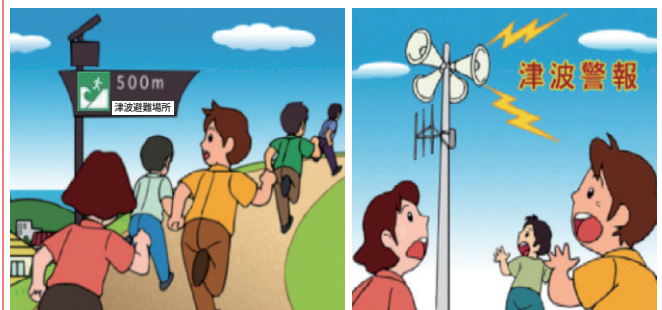
このため、いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民がそれぞれの津波避難の方法等を検討しておくことが重要です。

地震火災のリスクも考慮し、実際に避難行動をとる住民の皆様一人ひとりが、「自分の命は自分で守る」、「より高いところを目指して逃げる」といった自覚を持ち、日頃から津波避難訓練の参加や、地域の防災対策にご協力いただくようお願いします。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「直ちに浜から離れ、急いで安全な場所へ避難する」ことが重要です。

→「自分の命は自分で守る」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。
※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に到達する可能性があります。



「揺れたら逃げる」

「警報を聞いたら逃げる」

津波避難誘導標識システムによる記載例



問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



女性防火クラブの活動の紹介と参加の呼び掛け

地域防災室

女性防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動している組織です。令和6年4月1日現在、全国で6,016団体、約88万人のクラブ員の皆さんが熱心に活動されています。

女性防火クラブの活動

女性防火クラブの主な活動の一つが火災予防への取組です。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防知識や防災製品の普及啓発を始め、消火器の取扱訓練など実演を通して、火災予防技術の向上に貢献しています。特に、住宅用火災警報器の設置や維持管理では、イベントを通じた呼び掛けや地域において住宅用火災警報器を共同購入するなど、積極的な活動が実施されています。

また、地域の防災に関する取組においても幅広い活動が行われています。平常時には、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加等が行われています。

他方、災害発生時には、避難誘導、避難所における炊き出し支援等が実施されており、家庭や地域の防災力向上に大きく貢献しています。東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援や被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が各地のクラブで行われました。また、令和6年能登半島地震においても、避難所における炊き出し等の支援が行われました。

さらに、災害発生時の避難などの際に支援が必要となる避難行動要支援者に配慮した地域づくりの一環として、避難行動要支援者宅への日常の家庭訪問による防災点検や、災害時の避難誘導（そのための日頃からの訓練）なども実施されています。

こうした活動は地域コミュニティの活性化にも繋がることが期待されることから、クラブ員の皆さんの知識・経験やネットワークを活かした支援活動に対して、大きな期待が寄せられています。

異なる主体と連携

女性防火クラブの活動は、他の地域のクラブとの連携

や情報交換により一層の充実が期待されており、令和6年4月1日現在、43道府県において女性防火クラブの連絡協議会が設立され、クラブ間の意見交換や合同研修など様々な交流が行われています。

また、地域防災を担う消防団や自主防災組織、民生委員や社会福祉協議会などの地域の関係機関・団体との連携を深めることも重要であることから、合同での防災訓練や意見交換など、日頃から顔の見える関係づくりを行うことで、いざという時のスムーズな協力体制の構築が図られています。



火災予防運動での炊き出し訓練の様子
写真提供：好間女性消防クラブ（福島県いわき市）

活動の活性化に向けて

女性防火クラブは地域の防火・防災について重要な役割を担っており、火災や地震等の災害発生時には、地域に根ざした日頃からの活動が非常に大きな力となります。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下、火災や災害に強い安心・安全なまちづくりのため、より多くの方々に女性防火クラブの活動を知っていただくとともに、積極的に参加していただきたいと考えています。

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部地域防災室
TEL: 03-5253-7561



11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領 ～いざという時に慌てないために～

防災情報室



11月9日は「119番の日」

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

119番通報をする際の留意点をまとめましたので、いざという時に慌てないために、御活用ください。



How to 119番通報

緊急時に自分や周囲の人の身体や命、財産等を守るために、119番通報は、重要なものです。119番通報に当たっての留意事項を紹介します。

①通報前の留意事項

<火災の場合>

通報している場所まで煙や火が拡大するなど危険が迫っている場合には、すぐに避難し、安全な場所から通報してください。

<救急の場合>

交通事故等、周りに危険が迫っている場合には、すぐに避難し、安全な場所から通報してください。

急な病気やけがをしたときに、病院に行くタイミングや救急車が必要なのか判断に迷うことがあると思います。そんなとき、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口である救急安心センター事業（＃7119（シャープなないちいちきゅう））が利用できます。＃7119では、住民から受けた相談内容をもとに、応急手当の方法についての助言や適切な受診医療機関の案内を行うほか、緊急性が高いと判断した場合は、119番通報への転送や119番にかけ直しを要請するなど、相談者の状況に応じた対応を行っています。（一部地域では利用できないため、事前の御確認をお願いします。）

また、消防庁では全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」を無料で公開しております。「Q助」では、該当する症状を選択していけば、緊急度に応じた対応が表示され、その後、医療機関の検索（厚生労働省の「医療情報ネット」にリンク）、受診手段の検索（（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）が行えますので、御活用ください。

②通報時の留意事項

119番通報をしたら、通報を受けた消防職員から「火事ですか？救急ですか？」と聞かれた後、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて回答してください。

<火災の場合>

- ・発生場所（住所・階層・近くの目標物等）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れた人はいないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<救急の場合>

- ・発生場所（住所・階層・近くの目標物等）
- ・誰がどうしたのか？

- ・通報者の氏名・電話番号

<事故の場合>

- ・発生場所（住所・近くの目標物等）
- ・どういう事故か？
- ・けが人や閉じこめられている人はいるか？
- ・通報者の氏名・電話番号

なお、適切な医療機関に搬送するため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院等をお尋ねする場合や、電話を通じて傷病者への応急手当（心肺蘇生やAED）等をお願いすることがあります。

③携帯電話からの通報にかかる注意点

例えば、県境等の付近から携帯電話で通報した場合には、消防本部が119番通報の転送を行う場合があります。もし、通報を転送すると言われた場合、そのまま通話を切らずにお待ちください。なお、転送ができない場合は、通報した方に転送先の消防本部の電話番号を案内するなどの対応を行っています。

通信障害などによって、携帯電話等から119番通報がつかない場合には、公衆電話を利用する、近隣の方やお店に119番通報を依頼する、消防署に直接駆け込むなど行ってください。日ごろから公衆電話の場所や使い方を把握することも大切です。

④「050」から始まるIP電話等の注意点

「050」から始まる電話番号を割り当てられている電話からは、原則、119番通報ができません。自宅のIP電話や、利用している通話アプリが緊急通報に対応しているか、契約している電話事業者を確認してください。対応していない場合は、「050」から始まる電話以外の電話から通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておきましょう。

⑤音声以外の119番通報

消防では、耳が聞こえない、言葉が話せない等の事情で音声による119番通報が困難な方が、円滑に火災や救急等の通報を行えるよう、スマートフォンのタッチ操作で通報できるNET119緊急通報システムの導入を進めているほか、手話通訳オペレータを介した「電話リレーサービス」による緊急通報、FAX、電子メール等による通報も受け付けています。利用可能な通報手段は地域によって異なりますので、お住まいの地域を管轄する消防本部にお問合せください。



119番通報の訓練をしよう！

火災現場や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切です。しかし、いざというときに、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、多くの消防本部では地域の消防訓練等にあわせて、119番の通報訓練も行っています。一度、通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効となりますので、御希望の場合には、お近くの消防署に御相談ください。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526



令和7年度全国少年消防クラブ交流大会の開催

地域防災室

令和7年9月13日（土）から9月14日（日）までの間、「令和7年度全国少年消防クラブ交流大会」が広島県広島市で開催され、23都道府県から50クラブ350名が参加しました。

消防庁では、平成24年度から、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他の地域の少年消防クラブ員と親交を深めることを目的として開催しています。

【少年消防クラブとは】

少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、日頃、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会などに取り組んでいます。

全国に4,029のクラブがあり、約39万人のクラブ員が活動しています。（令和6年5月1日）

【第1日目】9月13日（土）

交流大会の1日目は、オリエンテーションやクラブ紹介を行いました。クラブ紹介では、普段の活動や工夫を凝らした取り組み等を発表し、交流を深めました。続いて、松原神楽団によるすばらしい神楽を披露していただきました。クラブ員も伝統芸能である神楽の勇壮な舞と華やかな衣装に圧倒され、とても楽しい時間となりました。



「クラブ紹介」の様子



「松原神楽団」演舞の様子

【第2日目】9月14日（日）

2日目は、消防の実践的な活動を取り入れた競技形式の合同訓練を行いました。

訓練では、放水に使用する筒先をバトンにして障害物をクリアしていく「クラブ対抗リレー」と、障害物を越えながらホースを延ばしてゴールを目指す「クラブ対抗障害物競走」を実施しました。



「クラブ対抗リレー」の様子



「クラブ対抗障害物競走」の様子

合同訓練の結果	
第1位	府中町少年少女消防クラブ（広島県）
第2位	浦安市少年消防団（千葉県）
第3位	八王子消防少年団（東京都）
第4位	吉川松伏少年消防クラブ（埼玉県）
第5位	三郷市少年消防クラブ（埼玉県）

交流大会に参加したクラブ員の皆さんには、交流大会での経験を活かし、今後の活動に励んでいただき、家庭や学校あるいは地域で、学んだことを共有し、防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍されることを期待しています。

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部防災課 地域防災室
TEL: 03-5253-7561

住宅用火災警報器 交換のすすめ

10年たったら、
とりカエル。



急ぐ日も
足止め火を止め
準備よし

月島琉衣

制作：一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会 後援：総務省消防庁 全国消防長会
このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

